

全教自動車保険の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧

トータルアシスト自動車保険とTAPでは、一部の条件を除き、補償・特約をそれぞれご契約いただくかどうか自由にお決めいただけます。*補償内容は以下のとおりです。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細は代理店または東京海上日動にお問い合わせください。

*トータルアシスト自動車保険では、原則として人身傷害保険が自動セットされます。例外として対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみご契約いただく場合は人身傷害保険が自動セットされません。

	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要	保険金をお支払いしない主な場合	参照ページ
相手方への賠償	対人賠償責任保険	対人賠償保険金 対人臨時費用保険金 その他	ご契約の車の事故により、車に乗車中の方や歩行者等を死亡させたりケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。	9
	対物賠償責任保険	対物賠償保険金 その他	ご契約の車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊した場合等で、法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。あわせて、落下物取り片づけ費用・原因者負担金・損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。	
	対物超過修理費特約	対物超過修理費用保険金	対物賠償保険金をお支払いする場合で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担するときに、修理費と時価額の差額に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。	
相手方への請求	法律相談費用補償特約	法律相談費用保険金	自動車事故によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求に関する弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用に対して、保険金をお支払いします。	10
	弁護士費用特約(自動車事故型)	弁護士費用保険金等	自動車事故によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求のために、相手方との交渉を弁護士等に依頼したときや事故の解決が訴訟等に及んだときに必要となる弁護士報酬や訴訟費用等に対して、保険金をお支払いします。(弁護士等への委任や法律相談および費用の支払いについて、東京海上日動の承認が必要です。)あわせて、法律相談費用保険金をお支払いできる場合があります。	
	弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	弁護士費用保険金等	日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を含みます。)により被保険者(補償を受けられる方)がケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求のために、相手方との交渉を弁護士等に依頼したときや事故の解決が訴訟等に及んだときに必要となる弁護士報酬や訴訟費用等に対して、約款に基づき保険金をお支払いします(弁護士等への委任や法律相談および費用の支払いについて、東京海上日動の承認が必要です。)。あわせて、法律相談費用保険金をお支払いできる場合があります。	
ケガの補償	人身傷害保険および人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約	人身傷害保険金 傷害一時費用保険金	補償を受けられる方が自動車事故によりケガ・死亡された場合や、後遺障害が生じた場合に生じる損害に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。他の車との事故により死亡された場合や後遺障害が生じた場合で、相手方が保険を契約していない等のために賠償金の支払い能力がなく、十分な補償を受けられないときに、補償を受けられる方1名について2億円(保険金額が無制限の場合は無制限)を限度に保険金をお支払します。	11 12
	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用保険金 転院移送費用保険金	人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が病院等に3日以上入院したときに、補償を受けられる方1名あたりの支払限度額および補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。支払限度額は入院3日目に10万円、以後入院日数が10日経過するごとに10万円(退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円)ずつ加算されます。ただし、180万円を上限とします。 人身傷害諸費用保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が2日以上ICUでの治療を受け、その他の病院等に転院移送する必要が生じたときに、その負担した費用に対して、保険金をお支払いします(事故発生の日からその日を含めて180日以内に転院移送した場合の費用がお支払いの対象です。ただし、1事故について1名あたり1回の移送に限り、100万円を上限とします。)	
	車両保険	車両保険金 車両保険金(限度額引上げ払) その他	衝突、接触等の事故によりご契約の車に生じた損害に対して保険金をお支払いします。 車両保険金額が50万円未満の場合、車両保険金額以上となる修理費が発生し、事故の翌日から起算して1年以内に修理を行ったときに50万円を限度に保険金をお支払いします。*1 損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・車両搬送費用・盗難車両引取費用・共同海損分担費用をお支払いできる場合があります。	
ご契約の車の補償	車両全損時諸費用補償特約	全損時諸費用保険金	事故でご契約の車が「修理費が車両保険金額以上となる場合」「修理できない場合」または「盗難され発見されなかった場合」「限度額引上げ払をした場合」に、保険金をお支払いします。	13 14
	車両新価保険特約*2	車両保険金(新価払) 再取得時諸費用保険金	新たに購入したご契約の車が事故(盗難され発見されない場合を除きます。)(により、以下①～③のいずれかの大きな損傷を受け、新車に買い替えた場合等に、実際にかかる新車再購入費用等を協定新価保険金額を限度にお支払いします。 ①ご契約の車が修理できないとき ②ご契約の車の修理費が車両保険の保険金額以上となるとき ③ご契約の車の修理費が協定新価保険金額の50%以上となるとき 新たに車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、保険金をお支払いします。	
	その他	対人賠償保険金 対物賠償保険金 人身傷害保険金等	バンク等のタイヤのみに生じた損害(ただし、ご契約の車の他の部分と同時に生じたタイヤの損害、火災・盗難により生じたタイヤの損害は補償の対象となります。) ご契約の車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他自然の消耗 故障損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害等	

	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要	保険金をお支払いしない主な場合	参照ページ
ご契約の車の補償	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金	地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約の車が全損(運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約の車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合はいいます。)*となった場合に、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金をお支払いします。	14
	車両無過失事故に関する特約		ご契約の車と相手方の車*3との衝突または接触事故により車両保険金をお支払いする場合でも、ご契約の車の所有者および使用または管理している方に過失がないときは、更新後のご契約に適用される等級および無事故・事故有別の割増引率の決定において、ノーカウント事故として取り扱います。*4*5*6ただし、相手方の車*3および運転者または所有者が確認できる場合に限りです。また、車以外の他物との衝突・接触等の事故であっても、「被害者救済費用等補償特約」の対象となる事故の場合はノーカウント事故として取り扱います。 *3.ご契約の車と所有者が異なる車に限りです。*4.東京海上日動以外の保険会社・共済では、取扱が異なる場合があります。*5.車両新価保険特約で新価払をした場合や、車両保険において限度額引上げ払をした場合は、この特約を重ねて適用できません。*6.事故件数によって自己負担額(免責金額)が設定されている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えられません。	
その他の補償	車両搬送費用	車両搬送費用	事故や故障、盗難等によりご契約の車が走行不能になり、修理工場へ搬送された場合に必要となる車両搬送サービスを受けたことで生じた車両搬送費用に対して、保険金をお支払いします。(1回の事故等について、緊急時応急対応費用と合計で15万円を限度に補償。搬送先の修理工場等について、東京海上日動が事前に承認した場合は、無制限)	15
	緊急時応急対応費用	緊急時応急対応費用	事故・故障やバッテリー上がり等の車両自体に発生したトラブルにより走行不能となった場合の緊急時応急対応費用に対して、保険金をお支払いします。(1回の事故等について、車両搬送費用と合計で15万円を限度に補償。部品代および消耗品代を除きます)	
	車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)	レンタカー費用 車両引取費用 代替交通費用	事故・故障や、盗難の場合に、補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。 ①レンタカー費用 事故が発生して修理工場等へ入庫した場合*7,*8、や、故障によりご契約の車が走行不能になり修理工場等へレッカー搬送された場合*8、ご契約の車が盗難された場合に、ご契約の車の代替としてレンタカー*9を借り入れる場合の費用を、日額5千円を限度に補償します(レンタカー費用等補償特約(事故時30日)の場合は、ご契約時にお選びいただく保険金日額を限度に補償します。)。1回の事故等についてレンタカーを借り入れた日からその日を含めて事故・故障の場合ともに15日までに借り入れた日数(レンタカー費用等補償特約(事故時30日)の場合は、事故の場合は30日、故障の場合は15日)を限度とし、修理完了後にご契約の車が手元に戻った日または新しい代替の車を取得した日までの費用を補償します。 *7.レッカー搬送の有無は問いません。但し、バンク等のタイヤのみに損害が生じた場合は走行不能となりレッカー搬送された場合に限りです。*8.ご契約の車が、自力で移動して修理工場等へ入庫したことにより、特約の対象とならない場合があります。その場合に、ご契約の車が法令等により走行が禁止される状態であると弊社が認めたときは、「レンタカー提供サービス」でレンタカーを提供します。この場合のレンタカー費用の日額は5千円を上限とします。ただし、レンタカー費用等補償特約(事故時30日)の場合で、保険金日額の上限が7千円以上のときは、レンタカー費用の日額は7千円を上限とします。 ②そのほかの諸費用 事故・故障によりご契約の車が走行不能になり修理工場等へレッカー搬送された場合(自力走行は含みません。)*や、ご契約の車が盗難された場合に、以下の費用を補償します。 (1)車両引取費用 ご契約の車の修理完了後の納車費用またはご契約の車の引取に必要な1名分の往路交通費(レンタカーを除きます。)*を補償します。(1回の事故等について10万円を限度に補償) (2)代替交通費用 自宅、ご契約の車の出発地や当面の目的地まで移動する交通手段(レンタカーを除きます。)*をご案内し、費用を補償します(タクシー費用は3万円を限度に補償)。 *代替交通費用に関する費用の補償は1回の対象事故につき合計で5万円を限度とします。	16
	車内携行品補償特約	車内携行品保険金	偶然な事故により、ご契約の車の車内・トランク等に積載された個人が所有する日用品に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。	
他車運転転危険補償特約	対人賠償保険金 対物賠償保険金 人身傷害保険金等	記名被保険者やその家族等が一時的に借りた車を運転中の事故により法律上の損害賠償責任を負う場合等に、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険等(それぞれ、適用される他の特約を含みます。)*でお支払いの対象となる保険金をご契約の車のご契約内容に応じてお支払いします。また、対物賠償責任保険と車両保険をご契約の場合には、借りた車に損害が生じたことによる持ち主に対する法律上の損害賠償責任についても、ご契約の車両保険の内容にしたがって保険金をお支払いします。	18	
ファミリーバイク特約	対人賠償保険金 対物賠償保険金 人身傷害保険金 (または自損事故傷害特約*10の死亡保険金等)等	原動機付自転車*11を使用中の事故等により、記名被保険者またはその家族が負担する法律上の損害賠償責任および原動機付自転車*11に乗車中に生じた人身傷害事故(または自損事故)による損害について、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険(または自損事故傷害特約*10)・対物超過修理費特約・入院時選べるアシスト特約等でお支払いの対象となる保険金をご契約の車のご契約内容に応じてお支払いします。		

*対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合は、自損事故傷害特約*10および無保険車事故傷害特約*12が自動セットされます。
*1 「修理支払限度額50万円補償」を選択した場合についての説明です。修理費からご契約時に設定された免責金額(自己負担額)を差し引いた金額をお支払いします(50万円限度)。
*2 満期日のご契約の車の初度登録年月または初度検査年月から61か月以内である場合にご契約いただけます。また保険期日の末日時点で初度登録年月または初度検査年月から61か月を超える場合であっても始期日時点の協定保険金額が協定新価保険金額の50%以上である場合にはご契約いただけます。
*9 東京海上日動が指定するレンタカー会社、または事前に承認するレンタカー会社において借り入れるレンタカーに限りです。
*10 補償を受けられる方が自損事故により①死亡された場合には、死亡保険金(1名ごとに1,500万円)②後遺障害が生じた場合には、その後遺障害の程度に応じた後遺障害保険金(最高2,000万円)③医師等の治療を必要とする場合には、医師等が治療を必要と認める治療日数に対して、傷害保険金をお支払いします。(入院日数6,000円 通院日数4,000円・1回の事故について被保険者1名ごと100万円を限度)④また、補償を受けられる方が自損事故により、東京海上日動が定める介護を必要とする重度の後遺障害が生じた場合に介護費用保険金をお支払します。(200万円)
*11 総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。
*12 無保険車事故傷害特約では、補償を受けられる方が相手方の車との事故により死亡された場合や、後遺障害が生じた場合で、相手方が不明、相手方が無保険または相手方の保険の支払条件により十分な補償を受けられないときに、無保険車傷害保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。